

【新設】（換算差損を計上した場合の特別勘定の取崩し）

66 の 13-9 法人が特別勘定を設けている場合において、当該特別勘定に係る特定株式で外貨建てのものにつき当該事業年度終了の時に於いて令第 122 条の 3 の規定により換算を行ったため換算差損が生じたときは、当該特別勘定の金額のうち、当該換算差損の金額に相当する金額を取り崩して益金の額に算入することに留意する。

この場合において、当該換算差損の金額に相当する金額については、措置法令第 39 条の 24 の 2 第 10 項第 1 号の規定により計算することに留意する。

【解説】

- 1 本制度に規定する特別勘定を設けている法人が特定株式の帳簿価額を減額した場合には、減額した日における特別勘定の金額のうち、減額した金額で損金算入額に係るものとして計算した一定の金額を益金の額に算入することとされている（措法 66 の 13⑩六、措令 39 の 24 の 2 ⑩）。

そこで、特定株式で外貨建てのものについて外国為替相場が著しく変動した場合の為替換算差損を計上した場合には、特別勘定の金額を取り崩すべきかどうか、またその取崩しを行う場合にはその換算差損相当額の特定株式がなくなったものとして措置法第 66 条の 13 第 11 項第 1 号の規定によりその有しないこととなった株式に応じた一定の金額の取崩しを行うか、特定株式の帳簿価額の減額を行ったものとみて同項第 6 号により減額した金額で損金算入額に係るものとして計算した一定の金額を取り崩すべきかといった疑義が生ずる。

この点については、円換算前の特定株式の帳簿価額に変更はなく、為替相場の変動により円換算後の特定株式の時価が下落したものであるから、特定株式の帳簿価額の減額を行ったものとみて為替換算差損相当額の特別勘定の取崩しをすべきことになる。本通達において、このことを明らかにしている。

- 2 なお、為替換算差損相当額については、特定株式の帳簿価額の減額を行った場合の益金算入額の計算規定である措置法令第 39 条の 24 の 2 第 10 項第 1 号の規定により計算することを留意的に明らかにしている。
- 3 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 98-9）を定めている。